

滋賀県既存建築物耐震改修促進計画の一部見直しについて

1. 背景（避難路の沿道建築物に関する滋賀県のこれまでの取組）

- 東日本大震災の教訓を受け、また、南海トラフ巨大地震の被害想定が公表されるなど、広域的な避難路確保の重要性が高まる中、平成 25 年 11 月に施行された「建築物の耐震化の促進に関する法律（耐震改修促進法）」の改正において、地震時に通行を確保すべき避難路の沿道建築物の耐震診断義務化についての規定が追加された。
- 県では、地震時に通行を確保すべき道路として第 1 次、第 2 次緊急輸送道路等を指定しており、道路閉塞のおそれのある沿道建築物の耐震化が必要である。そのため「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」において、避難路沿道建築物を耐震診断の努力義務の対象とし、その耐震化を推進してきたが、これまでの取組ではその効果が限定的であった。

2. 耐震改修促進計画の見直しが必要な理由

- 避難路沿道建築物の耐震化を強力に促進するため、沿道建築物の所有者に対し、さらに強く建築物耐震化への動機づけを行う必要がある。
- その方策として、耐震改修促進法の規定に基づき、耐震診断義務化の対象となる道路を滋賀県既存建築物耐震改修促進計画に記載し、指定を行うことが有効である。

3. 調査結果の分析と指定方針

- 平成 26 年度に避難路沿道建築物の高さ、接道の状況、建築年について調査を行った。
- 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の階数が 3 以上の対象建築物が相当数ある区間では、それらの建築物が倒壊すれば、建物の除却が困難であり、道路閉塞が長期にわたる可能性が高いと考えられ、診断を義務化し沿道の耐震化を図るべきものと考えられる。
- このため緊急輸送道路のうち、3 階建て以上の建築物が相当数集中する区間を指定することとし、市街地の状況、沿道建築物部の構造、階数ならびにその連担状況を考察し、指定する道路の区間を抽出した。【別添資料 1】

4. 「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」の一部見直し

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号に規定する道路の指定を行い、「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」に記載する内容の見直しを行うこととしたい。【別添資料 2】

- 「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」の「3.5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項」について、上記指定区間および耐震診断の報告期限を記載する変更を行う。
- 耐震診断の報告期限は平成 30 年 12 月 31 日とする。
- その他、平成 25 年 11 月施行の法改正にともなう、根拠条項等の修正を行う。

5. 耐震診断が義務化される建築物の耐震化推進策【別添資料3】

○「滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助事業」を実施。

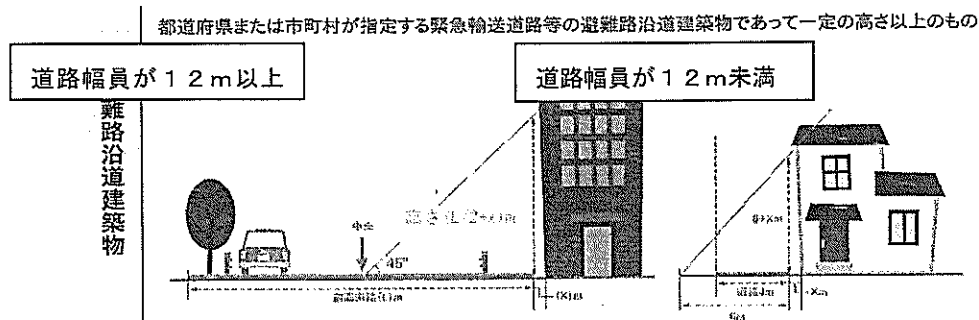
- ・事業の内容：耐震診断に要する経費について、県が建築物所有者あてに補助を行う。
- ・事業の対象：指定道路の沿道建築物のうち、次の要件を満たすもの。

①指定道路に敷地が接する建築物。

②建築物の部分の高さが次の図に示すもの。

③昭和56年5月31日以前に着工されたもの

(建築基準法昭和56年改正以前の古い構造基準(旧耐震基準)によるもの)



※該当する建築物は54棟。

- ・実施期間：平成27年度～平成29年度
- ・補助の上限額：県費による補助と国庫補助を合わせ次の額が上限となる。

延べ面積	上限額
1,000㎡以下	(延べ面積(㎡) × 3,500) 円
1,000㎡を超える	(延べ面積(㎡) × 1,000 + 2,500,000) 円

○義務化対象以外の沿道建築物については、改めて耐震化の重要性を所有者あてに周知するとともに、市町との協同により木造住宅耐震化促進事業、既存民間建築物耐震診断促進事業等、既往の制度の活用による耐震化の促進を実施する。

6. 建築物所有者への周知の方法

○平成26年12月に、調査対象建築物の所有者あて、制度創設に関するアンケートを実施。

○調査項目は、建築物の所有、使用に関する実態、耐震診断および補強の状況、診断義務化および公表に関する意見の聴取等とした。

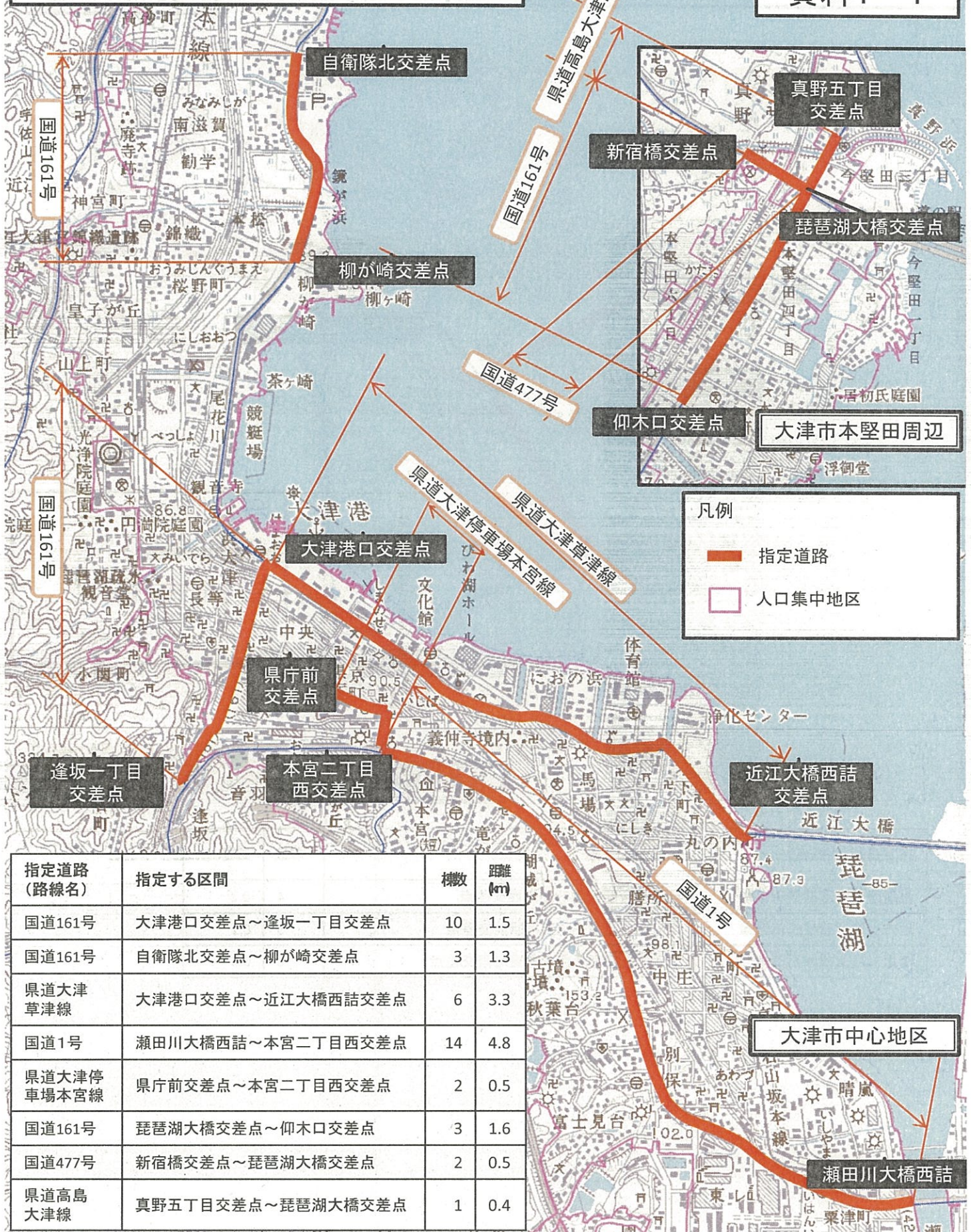
○指定予定の道路沿道建築物の所有者あて、義務化に関する概要、補助制度および支援策について文書による周知を行い、追って訪問等による説明を行う。

7. 今後の予定

平成27年 3月	計画変更案を常任委員会あて報告
平成27年 3月	義務化予定建築物に対する周知(文書および訪問等による)
平成27年 4月	変更計画の施行、補助事業の開始(平成29年度まで)
平成30年12月	診断結果報告の期限

避難路沿道建築物耐震化促進事業

資料1-1



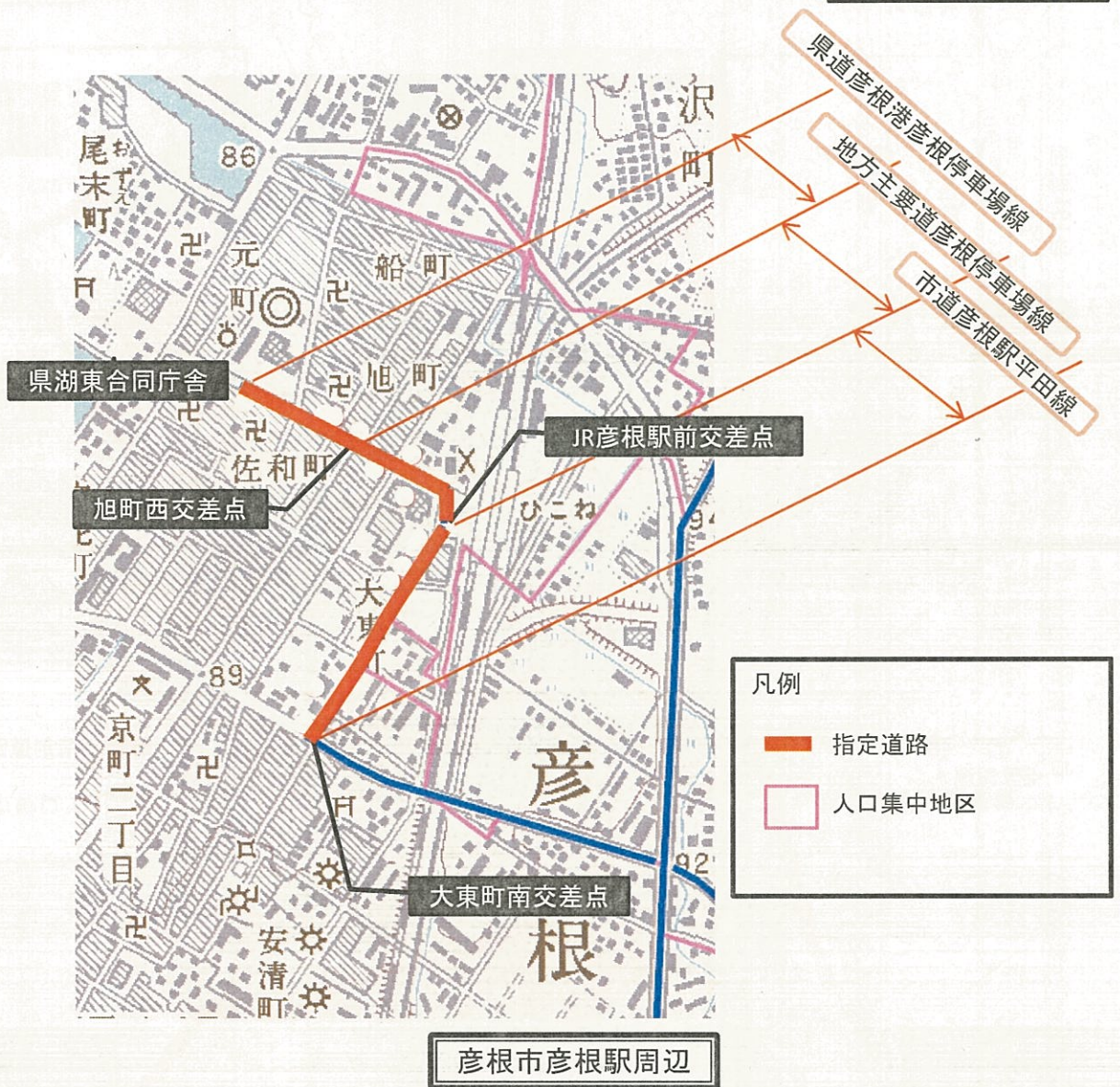
凡例

- 指定道路
- 人口集中地区

指定道路 (路線名)	指定する区間	棟数	距離 (m)
国道161号	大津港口交差点～逢坂一丁目交差点	10	1.5
国道161号	自衛隊北交差点～柳が崎交差点	3	1.3
県道大津草津線	大津港口交差点～近江大橋西詰交差点	6	3.3
国道1号	瀬田川大橋西詰～本宮二丁目西交差点	14	4.8
県道大津停車場本宮線	県庁前交差点～本宮二丁目西交差点	2	0.5
国道161号	琵琶湖大橋交差点～仰木口交差点	3	1.6
国道477号	新宿橋交差点～琵琶湖大橋交差点	2	0.5
県道高島大津線	真野五丁目交差点～琵琶湖大橋交差点	1	0.4

避難路沿道建築物耐震化促進事業

資料1-2



指定道路(路線名)	指定する区間	棟数	距離(m)
県道彦根港彦根停車場線	県湖東合同庁舎～旭町西交差点	4	0.2
地方主要道彦根停車場線	旭町西交差点～JR彦根駅前交差点	3	0.2
彦根市道彦根駅平田線	JR彦根駅前交差点～大東町南交差点	6	0.4

変更案	現行				
<p>3 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項 (略)</p> <p>3.5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 第1次・第2次緊急輸送道路沿道の耐震化を強力に推進します</p> <p>地震発生時に通行を確保すべき道路※1は、「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書(平成25年2月策定滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会制定)」で定めた第1次、第2次緊急輸送道路、および市町の耐震改修促進計画で定めた緊急輸送道路、避難路、通学路等とします。</p> <p>さらに、滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書で定めた第1次、第2次緊急輸送道路は、「平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路」として指定し、沿道の耐震化を強力に推進します。</p> <p>なお、県の道路部局が「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書」の見直しを行った場合は、見直しを行います。</p> <p>また、特に沿道の耐震化を急速に進めるべき道路として、<u>耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき次の道路を指定し、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断とその結果の報告を義務付けます。</u></p> <table border="1" data-bbox="114 1142 1003 1369"> <tr> <td data-bbox="114 1142 474 1254">指定道路</td> <td data-bbox="474 1142 1003 1254">滋賀県緊急輸送道路ネットワークに定める第1次緊急輸送道路のうち、図表3-11に示す区間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 1254 474 1369">耐震診断結果の報告期限</td> <td data-bbox="474 1254 1003 1369">平成30年12月31日</td> </tr> </table>	指定道路	滋賀県緊急輸送道路ネットワークに定める第1次緊急輸送道路のうち、図表3-11に示す区間	耐震診断結果の報告期限	平成30年12月31日	<p>3 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項 (略)</p> <p>3.5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 第1次・第2次緊急輸送道路沿道の耐震化を強力に推進します</p> <p>地震発生時に通行を確保すべき道路※1は、「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書(平成8年9月策定滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会制定)」で定めた第1次、第2次緊急輸送道路、および市町の耐震改修促進計画で定めた緊急輸送道路、避難路、通学路等とします。</p> <p>さらに、滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書で定めた第1次、第2次緊急輸送道路は、「平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路」として指定し、沿道の耐震化を強力に推進します。</p> <p>なお、県の道路部局が「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書」の見直しを行った場合は、見直しを行います。</p>
指定道路	滋賀県緊急輸送道路ネットワークに定める第1次緊急輸送道路のうち、図表3-11に示す区間				
耐震診断結果の報告期限	平成30年12月31日				
<p>※1 耐震改修促進法第14条第3号</p>	<p>※1 耐震改修促進法(旧)第5条第3項第1号</p>				

図表 3-11 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき指定する道路（沿道建築物の耐震診断を義務化する区間）

指定道路（路線名）	区分	路線種別	区間(起点)	区間（終点）	延長(km)	車線数	管理者
一般国道 1 号	第 1 次	一般国道	瀬田川大橋西詰	本宮二丁目西交差点	4.8	2	国土交通省
一般国道 161 号	第 1 次	一般国道	琵琶湖大橋交差点	仰木口交差点	2.0	2	国土交通省
一般国道 161 号	第 1 次	一般国道	自衛隊北交差点	柳が崎交差点	1.3	3	国土交通省
一般国道 161 号	第 1 次	一般国道	大津港口交差点	逢坂一丁目交差点	1.5	2	国土交通省
一般国道 477 号	第 1 次	一般国道	琵琶湖大橋交差点	新宿橋交差点	0.5	2	滋賀県
大津草津線	第 1 次	主要地方道	大津港口交差点	近江大橋西詰交差点	3.3	4	滋賀県
大津停車場本宮線	第 1 次	一般県道	県庁前交差点	本宮二丁目西交差点	0.6	2-4	滋賀県
高島大津線	第 1 次	一般県道	真野五丁目交差点	琵琶湖大橋交差点	0.4	2	滋賀県
彦根港彦根停車場線	第 1 次	一般県道	県湖東合同庁舎	旭町西交差点	0.2	2	滋賀県
彦根停車場線	第 1 次	地方主要道	旭町西交差点	JR 彦根駅前交差点	0.2	4	滋賀県
彦根駅前平田線	第 1 次	彦根市道	JR 彦根駅前交差点	大東町南交差点	0.4	4	彦根市

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金 制度概要（耐震診断）

補助の対象額

AまたはBのうち低いほうの額

A：実際に耐震診断に要する経費の額

B：下表により算定した額（限度額）

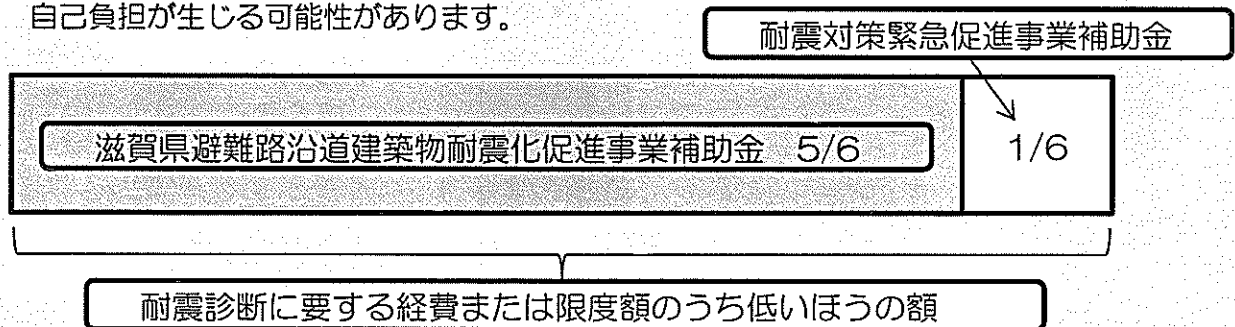
※「経費」には、耐震診断の際に必要な図面の復元や第3者機関による判定手数料も含まれます。

区分	限度額
1,000㎡未満の建築物	3,500円/㎡×延べ面積（㎡）
1,000㎡以上の建築物の場合	2,500,000円+1,000円/㎡×延べ面積（㎡）

補助率

上記の額から耐震対策緊急促進事業補助金（※1）の額を控除した額

注：原則、耐震診断に係る費用は、耐震対策緊急促進事業補助金とあわせて100%を補助します。ただし、図面の復元等諸事情により上表の限度額を超える場合は、自己負担が生じる可能性があります。



※1 耐震対策緊急促進事業補助金とは、国が時限的に実施する補助金です。

補助の要件

1. 耐震診断を行う者の条件

耐震診断を行う建築物の構造に係る登録資格者講習（同等と認められた講習を含む）を修了した耐震診断資格者

2. 補助対象者

報告の義務づけられた避難路の沿道建築物の所有者

- ・区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する団体または区分所有者によって合意された代表者
- ・所有者が複数存在する場合は、全ての所有者によって合意された代表者

3. その他

- ・耐震判定機関の評価書の交付を受けること。
- ・平成30年3月31日までに着手したものであること。（ただし、平成28年度以降の予算措置については未定です。）

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金 制度概要（耐震診断）

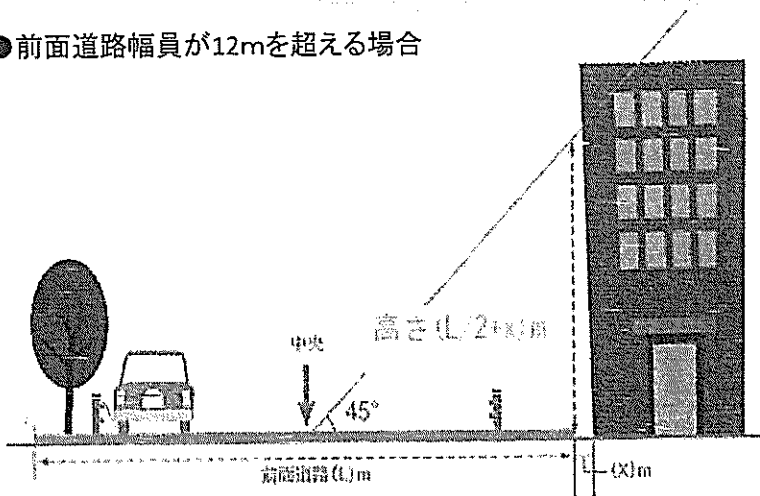
避難路の沿道建築物の要件

沿道建築物とは、要安全確認計画記載建築物として避難路（※2）に接する一定の高さを超える建築物で、昭和56年5月以前に着工し完成したもの。

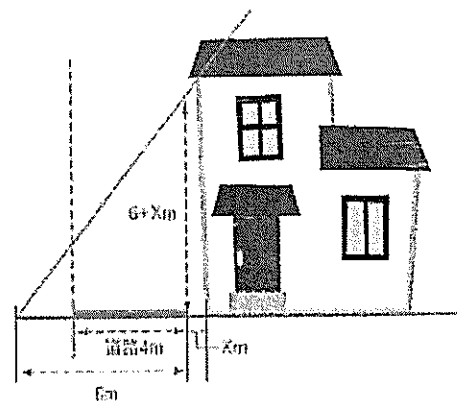
（※2）耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定により建築物集合地域通過道路等として、滋賀県既存建築物耐震改修促進計画に記載された道路

■沿道建築物の要件

●前面道路幅員が12mを超える場合



●前面道路幅員が12m以内の場合



（一社）建築性能基準推進協会作成のリーフレットを参照

留意事項

- 補助金交付決定日以降に実施する耐震診断の費用が対象です。必ず、補助金の交付決定日以降に契約をしてください。
- 申請の際には、事前に下記の担当までご相談ください。
- 対象建築物や補助制度について、ご不明な点がある場合は下記の担当までご相談ください。

問い合わせ・補助金受付先

滋賀県土木交通部建築課建築指導室住まいの安全対策担当
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 北新館4階
TEL:077-528-4262 FAX:077-528-4912